

「消防団活動支援サービスの利用」に係る 総合評価一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「消防団活動支援サービスの利用」の調達における地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(総合評価の方法)

第2条 入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための評価（以下「総合評価」という。）方法は、入札参加者から提出された提案書等の技術に関する評価（以下「技術評価」という。）による得点の合計（以下「技術点」という。）に、入札価格の評価（以下「価格評価」という。）による得点（以下「価格点」という。）を加算した得点（以下「総合評価点数」という。）をもって行う。

2 総合評価については、入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）により、第4条で定める評価委員会が行なうものとする。

3 評価委員会は総合評価の結果について、第3条に定める業者選定委員会に諮るものとする。

(入札参加資格審査・指名業者選定委員会)

第3条 当該業務委託の調達に当たっては、消防局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に定める第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において、次の事項について審議するものとする。

(1) 総合評価一般競争入札の実施に関する事項

- ア 入札参加資格の設定
- イ 落札者決定基準の決定
- ウ その他業者選定委員会が必要と認めるもの

(2) 委託業者の決定に関する事項

- ア 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- イ 受託候補者の特定
- ウ 審査結果の通知

(評価委員会)

第4条 価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを選定するため、「消防団活動支援サービスの利用に係る評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会は次の各号に掲げる事項を調査、審議し、その結果を業者選定委員会に報告するものとする。

- (1) 落札者決定基準案の決定
- (2) 第2条第1項に規定する総合評価の実施
- (3) その他入札参加者の評価に関すること

3 評価委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	消防局副局長
委員	デジタル統括本部企画調整部デジタル・デザイン室担当課長
	消防局総務部企画課長
	消防局総務部総務課長
	消防局総務部消防団課長
	消防局警防部司令課長

4 委員長に事故等があり欠けたときには、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職を代理する。

- 5 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 評価委員会の庶務を処理するため、消防局総務部消防団課に事務局を置く。
- 7 第6条第2項で規定する再度の入札を実施する場合、評価委員会は、事務局が再度の入札の結果による技術点及び価格点の集計を行い、その結果について、委員長及び委員全員に個別に了承を得ることにより、評価委員会の総合評価の審議に代えさせることができる。

(学識経験を有する者の意見聴取)

- 第5条 評価委員会は、横浜市契約規則第13条の4に基づき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有するもの（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。
- 2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づく落札者を決定するとき改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者に意見を聴くものとする。
 - 3 前項の規定による意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、横浜市契約規則第21条の4に基づき、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
 - 4 第1項及び前項に規定する学識経験者への意見聴取は、第4条第6項に規定する事務局の職員2人以上が、面談のうえ意見聴取するものとし、意見聴取の結果について意見調書（様式1又は様式2）を作成した上で、その結果を評価委員会に報告するものとする。

(落札者の決定)

- 第6条 落札者の決定については、総合評価点数が最も高いものを落札者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは落札者としなない。
- (1) 落札者決定基準で定める欠格事由に該当する場合。
 - (2) 入札参加者の入札額が予定価格の110分の100を上回った場合。
- 2 前項の規定により、入札参加者の全ての入札が前項第2号の規定に該当したことにより落札者が決定しなかった場合は、前項第1号に該当するものを除外して再度入札を行うことができる。再度入札を行った結果、入札参加者の全ての入札が前項第2号の規定に該当したことにより落札者が決定しなかった場合は、再度入札に参加した入札者のうち技術点が最も高い入札参加者から順に価格交渉を行い、予定価格の110分の100以下となった場合は、その者を落札者とするすることができる。
- 3 総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、横浜市契約規則第20条の2の規定に則り、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

学識経験者意見調書

- 1 業務名
消防団活動支援サービスの利用

2 学識経験者意見

整理番号		1	2
学識経験者氏名			
意見聴取日			
意見聴取方法			
学 識 経 験 者 意 見	落札者決定基準に関する 意見		
	落札者決定に当たっての再 度の意見聴取の必要の有無		
備考		面談者	面談者

学識経験者意見調書

- 1 業務名
消防団活動支援サービスの利用

2 学識経験者意見

整理番号		1	2
学識経験者氏名			
意見聴取日			
意見聴取方法			
学 識 経 験 者 意 見	落札者決定に当たっての 意見		
備考		面談者	面談者